

在宅医療・介護連携の推進に関する 施策について

平成27年2月4日

厚生労働省老健局老人保健課

本日の内容

- 1 在宅医療・介護連携推進事業の現況について
- 2 在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた施策について

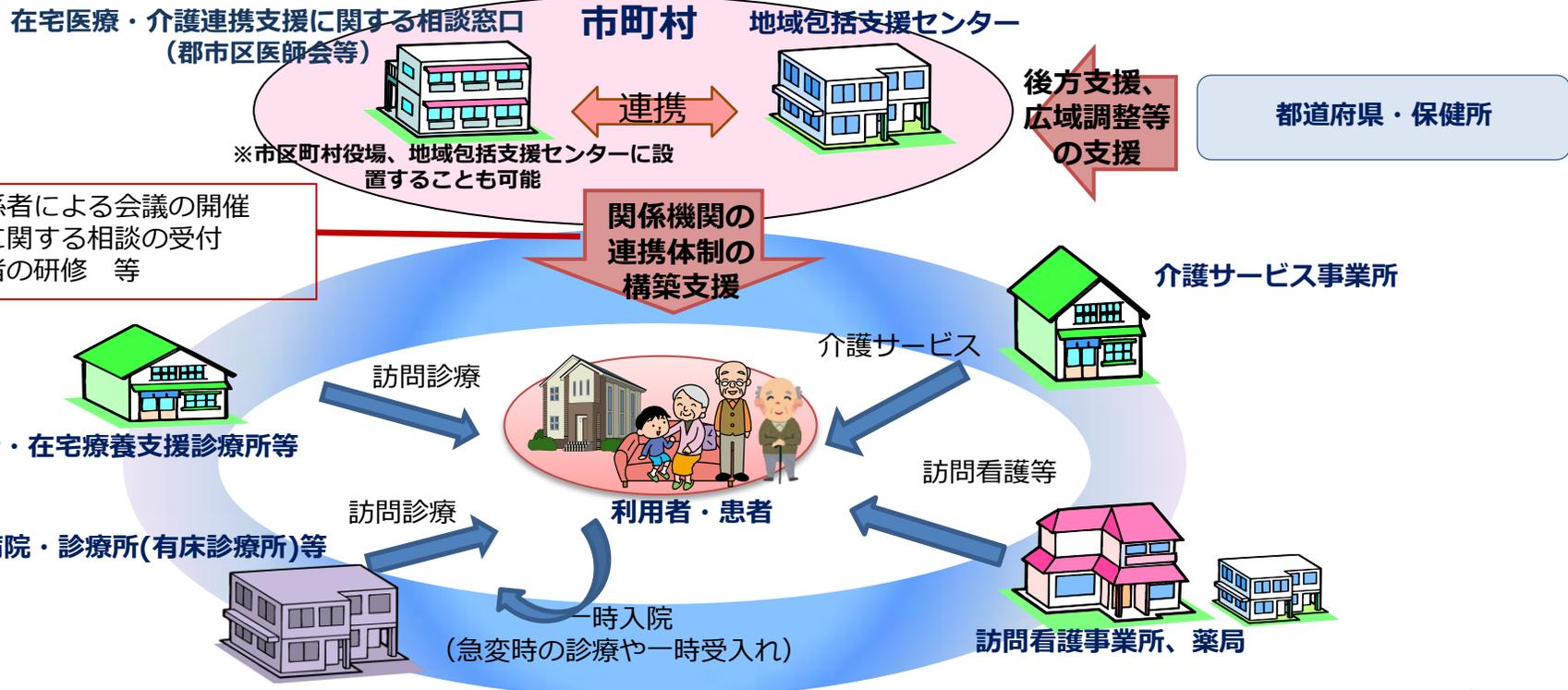
在宅医療・介護連携の推進

○ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○ このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



地域支援事業の全体像

<従前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源構成】

国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
 - 一次予防事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

従前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
- **認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

在宅医療・介護連携推進事業実施状況調査結果について（速報値）

～調査概要、市区町村における事業実施状況～

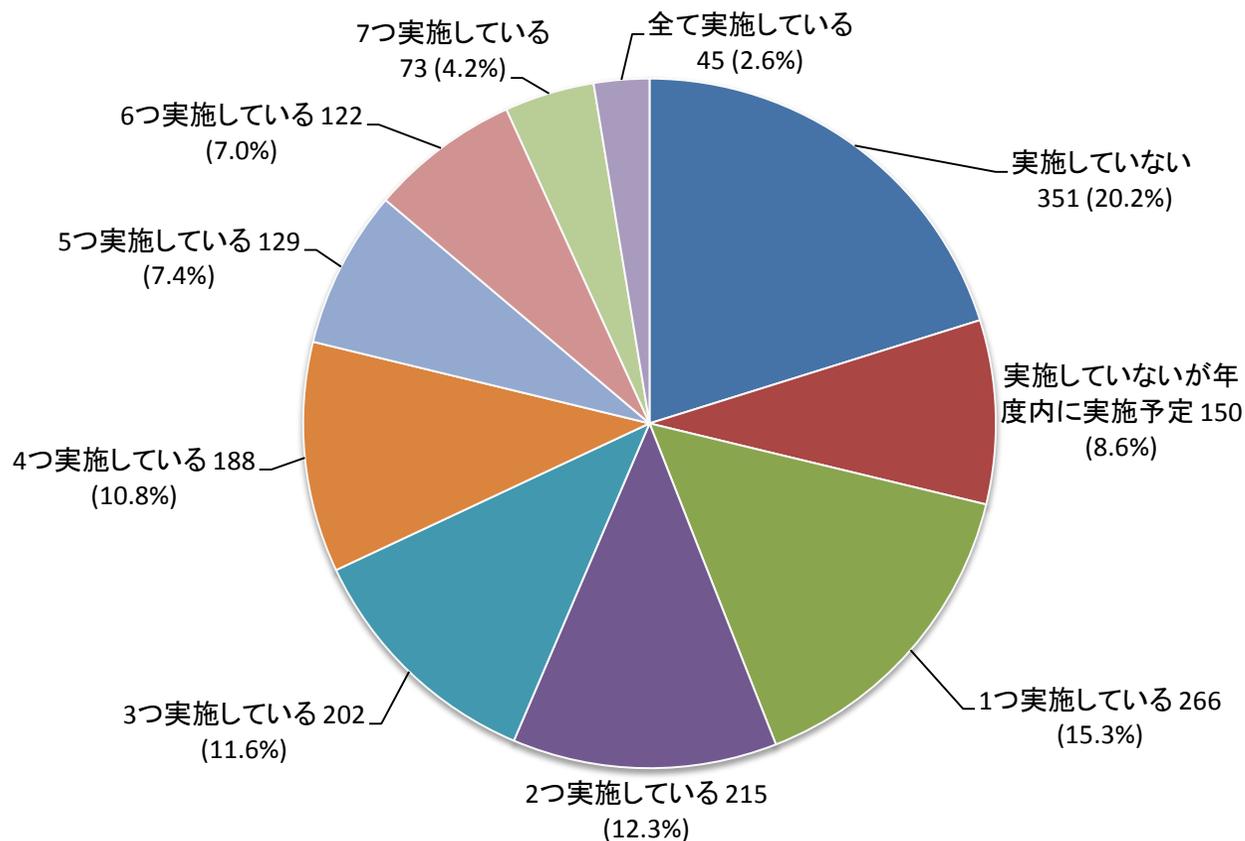
○調査目的 在宅医療・介護連携推進事業については、介護保険の地域支援事業に位置付けられ、実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施することとしている。

このため、全国の市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況を把握し、事業の円滑な導入及び充実に向けて必要な基礎資料を得ることを目的とした。

○調査対象 全国1,741 市区町村

○調査時期 平成27年9月（平成27年8月1日現在の状況）

○市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況 (n=1,741)



在宅医療・介護連携推進事業実施状況調査結果について（速報値）

～各取組（ア）～（ク）毎の実施状況、都道府県の支援状況等～

○ 市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の各取組（ア）～（ク）毎の実施状況（n=1,741）

	実施していない	年度内に実施予定	実施している
（ア）地域の医療・介護の資源の把握	699(40.1%)	375(21.5%)	667(38.3%)
（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	736(42.3%)	247(14.2%)	758(43.5%)
（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	1229(70.6%)	179(10.3%)	333(19.1%)
（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援	1093(62.8%)	214(12.3%)	434(24.9%)
（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援	1277(73.3%)	80(4.6%)	384(22.1%)
（カ）医療・介護関係者の研修	851(48.9%)	218(12.5%)	672(38.6%)
（キ）地域住民への普及啓発	979(56.2%)	246(14.1%)	516(29.6%)
（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	1085(62.3%)	118(6.8%)	538(30.9%)

○ 市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の事業委託、共同実施、都道府県の支援状況（n=1,390）

事業委託あり(予定を含む)	共同実施あり(予定を含む)	都道府県(保健所)の支援あり
420(30.2%)	592(42.6%)	704(50.6%)

本日の内容

- 1 在宅医療・介護連携推進事業の現況について
- 2 在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた施策について

在宅医療・介護連携推進事業を促進するための国の主な支援策

- 在宅医療・介護連携推進事業の実施にあたっては、
 - ・ 市町村が主体的に、地域の医療・介護関係者の協力を得つつ、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策について検討すること
 - ・ 市町村が事業実施に係る検討段階から、郡市区医師会等の地域における医療・介護の関係団体等と緊密に連携しながら取り組むことが重要である。
- 医療施策に関する取組は、これまで主に都道府県が対応してきたため、事業実施に必要なノウハウの蓄積は、市町村により様々である。そのため、地域の実情に応じた取組を支援するため、国は主に以下の取組により支援。

在宅医療・介護連携推進事業の計画作成の支援

①在宅医療・介護連携推進支援事業(平成28年度予算(案)事業) ～在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー～ (参考資料1)

- ・対象 市町村、市町村が想定している委託先(郡市区医師会等)、市町村支援を担う都道府県・保健所
- ・内容 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携推進事業における各取組の効果的な展開方法、グループワーク(実施計画の作成演習)



②地域における医療・介護の連携強化に関する調査研究 ～地域における医療・介護の連携に関する実践的なモデルの作成～

- ・対象 医療・介護連携に取り組む市町村職員
- ・内容 地域資源の実情に応じ、これから医療介護連携に関する取組を進めようとしている市町村にも応用可能な一般化した医療介護連携の取組モデルを作成、提示(※平成28年3月予定)。

現状分析のための支援

①「見える化」システムへの在宅医療・介護連携に関するデータ掲載 (参考資料2)

- ・地域包括ケア「見える化」システム(平成27年7月稼働)に、在宅医療・介護連携に関するデータを掲載し、都道府県及び市区町村が地域の現状分析等に活用できる機能を平成28年6月にリリース予定

②「在宅医療・介護連携推進事業」の継続的な進捗管理

- ・平成28年度においても、「在宅医療・介護連携推進事業」の取組毎に実施状況を調査し、全国の取組状況を周知する。

好事例の横展開

①地方自治体の意見交換の場の設定

- ・在宅医療・介護連携推進支援事業等の場を活用しつつ、好事例の横展開を推進する。

②地方自治体の取組事例の収集と情報提供

- ・取組事例を収集し、地方自治体を対象とする会議や市町村セミナー等の研修、ホームページを活用して好事例の横展開を推進する。

在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた都道府県の取組

－ 都道府県（保健所）に期待される役割について －

- 都道府県（保健所）は、市区町村が本事業に対して積極的に取り組むことができるよう、各市区町村の取組について、事前の準備状況も含めて進捗状況等を把握し、その状況を共有するとともに、各市区町村の実情に応じて、以下のような支援を積極的に検討することが重要である。
- 都道府県（保健所）の市区町村に対する支援項目及び取組例（在宅医療・介護連携推進事業の手引きより）

(1) 先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援

- ・ 都道府県内外の先行事例や好事例の把握、情報提供
- ・ 事業実施に係る市町村への技術的な助言や協力

(2) 都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関連する資料やデータの整理・提供

- ・ 医療機能情報提供制度で把握する医療資源の情報提供
- ・ 都道府県（保健所）が把握する医療統計等の整理・提供

(3) 在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置

- ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援を担う人材育成
- ・ 市区町村や委託事業者等の担当職員を対象とする情報共有の場の設置や効果的な事業立案のための人材育成

(4) 広域的な医療・介護関係者に対する研修

- ・ 広域的に実施する方が効果的、効率的な医療・介護関係者の連携に資する研修
- ・ 小規模市町村における医療・介護関係者に対する研修（都道府県・保健所と市町村との役割分担を協議の上）

(5) 広域的な普及啓発

- ・ 広域的・全県的な普及啓発の実施（在宅療養や在宅看取りに係るパンフレットの作成等）

(6) 「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

- ・ 関係市区町村間の連携、調整
- ・ 医療機関・医療関係団体等への協力依頼等の調整

● 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療・介護連携に関する事業

- ・ 在宅医療・介護連携のための事業で、地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能。
- ・ 市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。
- ・ 医療と介護の双方にまたがる人材確保に関する事業については、当該事業の目的を整理した上で、医療又は介護のいずれかに計上するものとする。

【事業例】 ・在宅医療・介護連携のための相談員（コーディネーター）の育成

- ・ ICTによる医療介護情報共有
- ・ 複数市区町村にまたがる退院調整ルールの作成等、広域的・補完的な在宅医療と介護の連携に関する事業 等

在宅医療・介護連携の推進に向けた多職種研修の実施による効果

- 多職種研修におけるグループワーク等を通して、
 - ①ネットワークづくり ———— 地域における医療・介護関係者と知り合う(顔の見える関係性の構築)
 - ②新たな知識の獲得(レベルの向上) ———— 他の職種の役割・能力・現状や、地域の実態・困り事等を知る
 - ③他職種からのフィードバック (モチベーションの向上) ———— 事例検討等を通して、それぞれの職種に求められる内容に気づく (他の職種からのフィードバックは、特に、医療系職種にとっては貴重な機会)
- 多職種によるグループワークの企画・運営の経験により、在宅サービスの実践スキルの向上、在宅医療の取組に必要なコミュニケーションスキルの向上、チームビルディング による地域での在宅医療の人材が育成される。



＜在宅医療と介護の連携の推進＞

＜医療・介護関係者及び関係団体における、在宅医療・介護連携に取り組む機運の醸成＞

多職種研修を実施するのに必要な、調整や運営を通して、行政、医療・介護関係者、関係団体の関係性が構築され、連携に対するモチベーションが高まる



＜事例検討等グループワーク等の実施＞

地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護師・MSWや、ケアマネジャー等の介護関係者とのグループワークを通して、「地域には頼りになる多職種がいる」ことを知る。

在宅医療に取り組んでみようかな

この前一緒に研修した〇〇先生や看護師の△△さんに相談してみよう

あのケアマネさんに相談してみよう

＜多職種研修で実施されるグループワークの例＞

- ・事例検討 Aさんには、どんなケアが必要？ それぞれの職種は何をする？
- ・医療・介護資源マップの作成
- ・在宅療養を推進する上での課題と解決策 等

○研修運営ガイド (厚生労働省HP「医療と介護の連携に関する報告書等」で検索)

- 国立長寿医療研究センター／東京大学高齢社会総合研究機構／日本医師会／厚生労働省による共同名義
- 研修開催事務局が用いる手順書としての活用を想定
- 開催日程に応じていくつかのパターンを例示

在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた役割分担のイメージ

国の取組み

- ①在宅医療・介護連携推進事業に関する計画作成の支援
 - ・在宅医療・介護連携推進事業の企画立案に関するノウハウ、マニュアルの提供
- ②都道府県、市町村による在宅医療・介護連携に関する現状分析のための支援
 - ・在宅医療・介護連携に関する現状や課題分析に必要なデータの収集及び課題抽出を容易にする形での提供（見える化）
- ③好事例の横展開
 - ・取組事例を収集し、様々な機会を活用して好事例の横展開を推進

都道府県（保健所）の取組み

- ①小規模市町村等に対する効果的な事業の導入・展開に向けた支援
 - ・都道府県内外の先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援
 - ・都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関連する資料やデータの整理・提供
 - ・在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置
- ②複数市町村にまたがる連携の取組等、広域的な在宅医療・介護連携の推進に向けた支援
 - ・広域的な医療・介護関係者に対する研修
 - ・広域的な普及啓発
 - ・「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

市町村の取組み

在宅医療・介護連携推進事業の着実な導入・実施

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| (ア) 地域の医療・介護の資源の把握 | (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | (カ) 医療・介護関係者の研修 |
| (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | (キ) 地域住民への普及啓発 |
| (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 | (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 |

●目的 本事業は、市町村における在宅医療・介護連携の推進に地域間格差が生じないように、都道府県と連携しながら技術的支援を行い、在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施及び充実を図る。

●事業内容

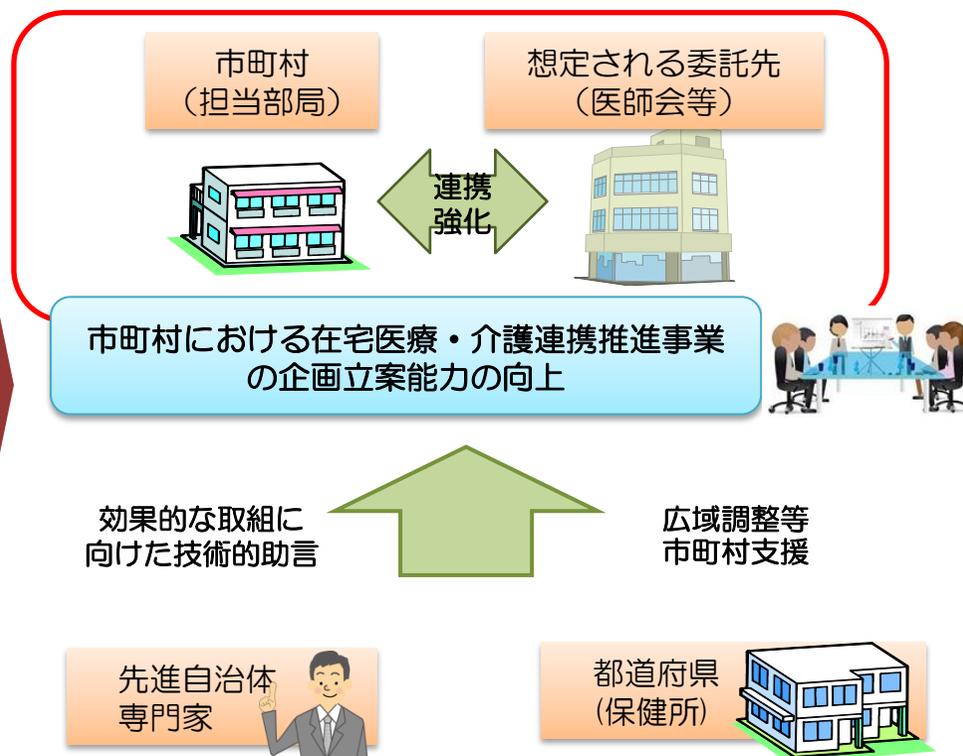
市町村における効果的な在宅医療・介護連携推進事業が実施されるように、市町村、市町村が想定している委託先（郡市区医師会等）、都道府県・保健所等を対象として、事業の企画立案能力の向上を図る「在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー」の実施や市町村に対する技術的助言などの支援を行う。

在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー

- ・対象 市町村、市町村が想定している委託先（郡市区医師会等）
市町村支援を担う都道府県・保健所
- ・内容 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携推進事業における（ア）～（ク）の各取組の効果的な展開方法
グループワーク（実施計画の作成演習）

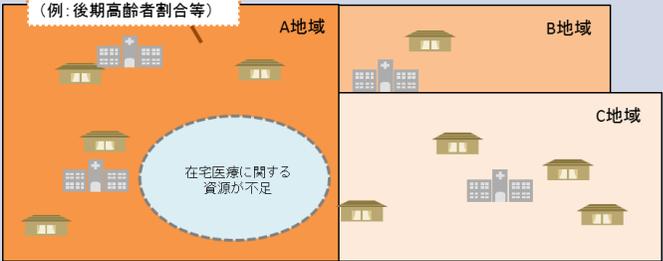
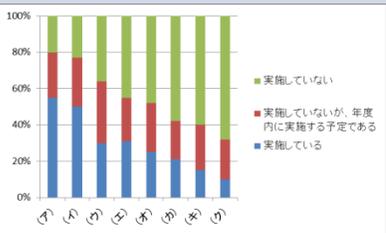
在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業交付金）

- （ア） 地域の医療・介護の資源の把握
- （イ） 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ） 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- （エ） 医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ） 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ） 医療・介護関係者の研修
- （キ） 地域住民への普及啓発
- （ク） 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携



地域包括ケア「見える化」システムへの在宅医療・介護連携に関するデータの掲載について

- ・平成27年7月より稼働している地域包括ケア「見える化」システム (<http://mieruka.mhlw.go.jp/>)において、在宅医療・介護連携に関するデータを掲載し、都道府県及び市区町村が地域の現状分析等に活用できる機能を平成28年6月にリリース予定。
- ・本機能においては、都道府県が医療機能情報提供制度により把握している在宅医療を実施する医療機関の情報^{*}や介護サービス情報公表システムに登録されているサービス事業所等の情報の地図上への表示及び地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況等の情報を掲載することにより下記のような機能が利用可能になる。(下記参照)
 ※医療機能情報提供制度による在宅医療に関するデータの掲載は、都道府県の任意

地域包括ケア「見える化」システム上でリリース予定の機能	都道府県・市区町村が得られるメリット	
<p>【在宅医療・介護に関する資源のマッピング】</p> <p>地図上に在宅医療を実施している医療機関や歯科診療所、介護保険サービス事業所等を表示し、地域ごとの資源配置を確認可能。</p> <p>■背景の色で任意の指標値の高低を表すことが可能 (例：後期高齢者割合等)</p>  <p>  医療系サービス事業所(訪問看護、訪問リハ、通所リハ、短期入所療養介護、居宅療養管理指導)  在宅医療を行っている病院、診療所、歯科診療所 </p>	<p>都道府県</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県内の在宅医療実施機関(医療・介護の両資源)の配置状況について、地図上で確認し、医療介護提供体制整備の検討資料として活用できる。
<p>【在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況】</p> <p>取組項目(ア)～(ク)についての進捗状況を確認可能。</p>  <p>  グラフと地図で確認可能 </p> 	<p>都道府県</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県内の構成市区町村ごとに在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況を把握することにより、効率的な市区町村への支援を検討できる。
	<p>市区町村(保険者)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市区町村の在宅医療・介護連携推進事業の各取組項目の進捗状況から、自治体の進捗状況を客観的に評価できる。